



亀山市空家等対策計画について

亀山市は、この度、亀山市空家等対策計画を策定しました。

計画は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第6条に規定する計画であり、本市の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するものです。

これまでも空家等への対応に取り組んできましたが、平成28年9月に「亀山市空家等対策の推進に関する条例」を施行し、「亀山市空家等対策協議会」での協議を踏まえながら、本市における空家等対策の方向性を明確にし、効果的・効率的に推進していくとともに広く市民に周知を図るため策定したものです。

一方、計画の期間は平成29年度から平成33年度までの5年間とし、対象地区は本市全域とします。

平成25年住宅・土地統計調査や本市の空家等実態調査の結果から、空家等対策の基本方針として適正管理方針・改善方針・活用方針の3つの方針を掲げました。

まず、適正管理方針では、空家等の管理不足に対して、市が所有者等に適正管理を働きかけることとしています。次に、改善方針では、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある条例で規定する「管理不全状態の空家等」や法で規定する「特定空家等」に対して市が改善措置を行うこととしています。さらに、活用方針では、流通・移住定住、商業的活用、公共的活用、空家等の跡地の活用を市が促進することとしています。

空家等対策の実施体制として庁内関係部署による体制を整備するとともに、関係団体・専門家などと連携を図り、本市の空家対策を積極的に進めていきます。